

平成21年 第1回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成21年3月19日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成21年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第5号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第2 議案第6号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第7号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第8号 平成21年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第9号 平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第10号 平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第11号 平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第12号 平成21年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第13号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第14号 平成21年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第11 議案第15号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第16号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第17号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第18号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第19号 平成21年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第20号 築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定について
- 日程第17 議案第21号 築上町学校施設耐震診断基金条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 築上町芸術・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第25号 築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第26号 築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第27号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第34号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第35号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 陳情第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情

(追加議案)

- 日程第27 議案第36号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第28 議案第37号 築上町特別職のうち町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第38号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第30 議案第39号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第31 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第5号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第2 議案第6号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第7号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第8号 平成21年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第9号 平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第10号 平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第11号 平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第12号 平成21年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第13号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第14号 平成21年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第11 議案第15号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第16号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第17号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第18号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第19号 平成21年度築上町水道事業会計予算について

- 日程第16 議案第20号 築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定について
- 日程第17 議案第21号 築上町学校施設耐震診断基金条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 築上町芸術・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第25号 築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第26号 築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第27号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第34号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第35号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 陳情第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情

(追加議案)

- 日程第27 議案第36号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第28 議案第37号 築上町特別職のうち町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第38号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第30 議案第39号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第31 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員(19名)

1番 首藤萬壽美君	2番 塩田 文男君
3番 工藤 久司君	4番 塩田 昌生君
5番 田原 宗憲君	6番 丸山 年弘君
7番 西畑イツミ君	8番 西口 周治君
9番 有永 義正君	10番 田村 兼光君
11番 成吉 暲奎君	12番 吉元 成一君
13番 岡田 信英君	14番 武道 修司君
15番 平野 力範君	17番 繁永 隆治君
18番 田原 親君	19番 信田 博見君
20番 宮下 久雄君	

欠席議員（１名）

16番 中島 英夫君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	田原基代孝君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加来 篤君	人権課長	竹本 正君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
福祉課長	吉留 久雄君	建設課長	内丸 好明君
産業課長	中野 誠一君	上水道課長	中嶋 澄廣君
下水道課長	久保 澄雄君	会計課長	川崎 道雄君
総合管理課長	落合 泰平君	商工課長	西村 好文君
環境課長	出口 秀人君	農委事務局長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	吉田 一三君
審議官	白川 義雄君		

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりですが、3月17日に議運を開催しましたので、その報告を議会運営委員長に求めます。宮下委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

3月17日、追加議案の対応等について、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の議事日程案のとおり決定いたしました。

本日の本会議で追加議案を上程し、審議を行うこととしました。この追加議案は、いずれも本

日即決することとし、人事案件については、投票で賛否を問うこととして協議しましたので、御報告いたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 議案第5号

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第5号平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第5号平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、後期高齢者医療療養給付費、築城保育園下水工事費、子育て応援経費、高齢者等福祉推進及び学校施設耐震診断の基金積立金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第5号平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、定額給付金経費、商品券のプレミアム販売事業、橋梁診断経費、農業公園内のトイレ設置経費が主なものであり、原案のとおり可決いたしましたので、報告します。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第5号平成20年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、本案は、地上デジタル放送対応テレビ導入、公用車購入経費、財政調整基金積立金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第5号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2．議案第6号

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第6号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第6号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案について慎重に審査した結果、一般被保険者高額療養費負担金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3．議案第7号

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、議案第7号平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第7号平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第8号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第8号平成21年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第8号平成21年度築上町一般会計予算について、本案について慎重に審査した結果、国民健康保険特別会計等の繰出金、次世代育成支援対策交付金、保育園運営費、小型合併処理浄化槽設置助成金、RDF処理業務委託、火葬場施設整備工事経費、芸術文化振興事業委託等が主なものですが、空き缶処理問題に関連する経費について反対の意見があり、採決した結果、賛成3人、反対3人で同数となり、委員長採決になりました。ごみの予算が含まれており、横流しを認めた業者と町長は再契約の意向であり、本来、個人的には反対であります。ごみ行政も4月からの収集業務を目前にしており、停滞を許されず、やむを得ず委員長採決で原案を可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第8号平成21年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、農業集落配水特別会計への繰出金、液肥センターの啓発ビデオ製作費、広域営農団地農道整備、漁港整備等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第8号平成21年度築上町一般会計予算について、本案は嘱託職員報酬、公会計システム導入、庁舎1階のトイレ改修や空調改修経費、町内巡回バス委託料、電算システム保守点検委託、評価替え関係の固定資産税システム業務委託料等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 産業建設と総務委員会については、全会一致で可決しているようですが、厚生文教委員長にお尋ねいたします。

今の委員会報告がなされた中で、私が聞き間違いなければ、空き缶処理問題に関する経費についての反対の意見があり、採択した結果3対3となり、可否同数で委員長は全体的なものを見て、委員長採決で可決という決定がなされたというふうに報告を受けたわけですが、ほかの分で何か問題点というか、ほかのことについては別によろしいという結果だったのか、それとも、この空き缶処理問題だけで反対をされたか、意見がどういう意見が出たかというのを伺いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） ほかにもいろいろ議案議論はいたしましたが、反対の理由としては、主にごみ行政に関するものでございます。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 今御指摘のありました、反対討論を行いたいと思います。

築上町全体の予算に対しまして、反対答弁をするのは非常に心苦しいことと考えております。

私は、大体もともと新川町政に対しましては、野党という立場ではありますが、住民の視点に立って、町長の行政運営に対しましても、それなりの理解は示してきたつもりではあります。

また、私の今までの発言に対しての理解も町長もいただいたことも、またあることも事実であ

りますが、まさに議会という、執行部の両輪という言葉が日々重く感じていることでありましたが、今回の空き缶問題につきましては、昨年の12月の議会において、椎田地区の空き缶消失を問いただしたところ、年間請負金額を抑えるかわりに、空き缶横流しを黙認と、副町長の答弁、また、機械設備も承認と、町長の答弁、町長と副町長の答弁について、今回3月議会において再度確認したところ、横流しは知らなかったと答弁し、業者が勝手にやったと位置づけし、不当利得、また、機会利益という形で返還請求を起し、執行部の管理監督責任で終わらせ、新年度継続を行うという発言、今回の委員会におきましても、12月、3月の議事録がどちらが正しいのかと、どちらかを一つ削除するように言ったことも回答のない状態です。

今回の執行部の発言につきまして、12月、3月の本会議、また、委員会の議事録があるにもかかわらず、急に日本語が通じなくなった態度については、議会軽視、また、議会人軽視、さらには、住民軽視と言わざるを得ません。まだまだ私も人生40年そこら生きておりますが、私は人生の、私の仲間の中でも、ほらは言われても、嘘をつかれた経験がございません。今回の執行部の嘘とも言える発言を見逃すわけにはまいりません。

今後、厚生文教委員会で収集運搬業務委託契約の中身や請負金額等の根拠等々、さまざまな問題については、再度会議を行い、完全な改善に向けていくということとはなっておりますが、この一瞬の曇りでもあれば、私も100条、また、町長不信任等議決権を使用する覚悟をいたしましたので、他の委員会の全議員の皆さんの御理解をいただきまして、私の反対討論といたします。議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） いや、賛成討論。

議長（成吉 暲奎君） はい、賛成討論ございますか。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 今、塩田議員のほうからる反対の意見の趣旨が説明されました。

私は、賛成の立場で討論いたします。

全体的な予算面を見ると、住民に必要な経費だから、心苦しいという立場を前置きにして、反対討論をいたしましたようですが、それだったら、それだったら議員として取るべき手段があったんじゃないだろうか。それは勉強していただければいいことだと思いますけれども。私は、賛成という立場ですから、空き缶処理の問題について、僕は今のところ推移を見ながらやらなければいけないんじゃないだろうか、こういうふうに思っております。

と申しますのも、私も委員会を一度傍聴させていただきました。議会でも一般質問させていただきました。その結果、本日追加提案で、町長の給料の削減の案が出ております。これは、この処理問題について、町長の責任の有無を、是非を問う案件だと思います。

それと、払い戻しの件も、最初は200万程度でしたが、1,000万以上の金を請求すると。

相手方が支払う、払わんについては、そりゃ、支払う意思がなければ裁判でもなるかもしれませんが、そういった状況が、まだ町民全体にまだ正式にちゃんとした形で伝わった中の判断で反対か、賛成かという意見を決めたいと思います、空き缶問題については。

それ以外のことについては、町民にとって必要な議案だということは、反対者も述べたとおりだと思いますので、そういう立場から、この議案に対しては賛成いたします。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 私は、この議案第8号の一般会計予算についての反対討論をいたします。

この予算には、住民要求の大事な予算が大部分含まれておりますが、憲法違反の自衛隊に対する築城基地協賛金負担金や自衛隊父兄会補助金が計上されています。また、後期高齢者医療関連の予算も含まれております。船田集会所の建設にかかわる予算も含まれておりますので、この予算については反対したいと思います。

ごみ処理業務委託料については、塩田議員が反対討論して詳しく述べております。ただ、私は町民の協力なしでは、このごみ行政は成り立たないことだけを申し上げまして、反対理由といたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 反対が出ましたので、賛成討論をさせていただきたいと思います。

このごみ行政に関しましては、半年間という暫定的に予算措置をしております。その間にきちっとした値段も、取り方もすべて厚生文教委員会と調整を図りながら、最後には全員協議会の中で報告をするということになっております。

今、すべてをここで停滞させるわけにはいきません。当該町のすべての予算がこの1冊に収まっているわけですので、福祉に関しましても、教育に関しましても、すべての予算が、この中に含まれていることをもちまして、部分的に反対とするのであれば、吉元議員が言われたように、ちょっと勉強すれば出せる案件もありますので、そういうことをしてやっていきたいと思います。

私は、このすべての予算に関しまして、賛成はしたいと思いますので、賛成討論としていただきます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第8号について採決を行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 起立多数。着席ください。起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5・議案第9号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第9号平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第9号平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、一部反対意見があり、採決した結果、賛成4人、反対1人で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第9号平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 議案第9号平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、委員会で反対しましたので、反対理由を述べます。

滞納の原因と、それらをもたらした責任を明らかにさせるべきなのに、いまだに明らかにされていません。職員が一生懸命に徴収努力していますが、なかなか解決に至りません。町長はいつも「借りた物は返してもらおう」と強く言われております。法的な処分も考え実行しております。が、努力していることは評価いたしますが、なお一層の徴収努力を求め、反対の理由といたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 今、反対討論が出ましたので、賛成討論をさせていただきます。

私は賛成の立場で討論するわけですが、西畑議員が言われるように、借りたものは払ってもらおうと、町長の考え方については基本的には賛成であります。それで、基本的に賛成と申しましたが、今、職員が一生懸命努力していると言っていますが、過去の貸し付けた当時の状況から考

えると、10年、10数年間以上保証人のところには督促もなかったと、払ってないのに督促がなかったという状況の中で、突然差し押さえをすとかという形が来たんだと。借りた方がちゃんと払うのは当たり前ですけども、当時借りたときの支払い状況が払える状況と、今日払えるか、払えないかについては、貸し手 集金をするほうと、払う方との十分話し合いをする必要があると思います。

築上町は金貸しじゃありません。当然、椎田町と当時の椎田町も築城町も金利を取って金を貸すようなことはしたわけじゃありません。この金については、どうしても法に定められて、必要に迫られたことによって審査した結果、国から当時の築城町、椎田町を通して貸し付けをした事業です。これについては、町が責任を持つという形で支払いをしていかなければならない、その中で、今滞納金があるがために、町の持ち出しがあるという結果については、十分、その当時の貸し付け方、今の執行部じゃなくして、当時の貸付側の責任もあると思います。借りたほうの支払能力についても、判断をして、ケース・バイ・ケースで裁判もしなければいけないと思いますが、今、生活をできないようにして、最低限の生活ができないような支払いを迫ることについては、町民に対して、私はできないことだと思います。最大限の話し合いをして、1円でも多く入金してもらおう形で、今担当課が一生懸命汗をかくことについては、大変努力をしているということを確認して、また、支払いについては、金貸しじゃないわけですから、金融屋じゃないわけですから、1円でも、1日でも早く払ってもらえる方向の話し合いを進めながら行くという形で、今、その作業がなされていますし、賛成といたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第9号について採決を行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 着席ください。起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第6・議案第10号

議長（成吉 暲奎君） 日程第6、議案第10号平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第10号平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会

計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7．議案第11号

議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第11号平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第11号平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8．議案第12号

日程第9．議案第13号

日程第10．議案第14号

日程第11．議案第15号

日程第12．議案第16号

日程第13．議案第17号

日程第14．議案第18号

日程第15．議案第19号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第8、議案第12号平成21年度築上町霊園事業特別会計予算についてから日程第15、議案第19号の平成21年度築上町水道事業会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第19号まで、一括して委員長報告を行うことになりました。

それでは、議案第12号から議案第19号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第12号平成21年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第13号平成21年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、一般被保険者療養給付金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号平成21年度築上町老人保健特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、広域連合への保険料負担金等が主なものであるが、この制度に対する反対意見があり、採決した結果、賛成4人、反対1人で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、事業に伴う測量設計経費や工事費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、椎田西部（葛城）地区の工事に伴う設計委託料等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号平成21年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号平成21年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審査した結果、高塚浄水場の改良工事に伴う経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

日程第8、議案第12号平成21年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第12号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第13号平成21年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 13 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 10、議案第 14 号平成 21 年度築上町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 14 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 11、議案第 15 号平成 21 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7 番 西畑イツミ君） 議案第 15 号平成 21 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について委員会で反対いたしましたので、反対討論いたします。

後期高齢者医療制度では、保険料が払えない 75 歳以上の高齢者から、保険証を取り上げる仕組みが導入されました。この制度に反対する声は、党派の違いを超えて、大きく広がり、制度の廃止、見直しを求める意見書を可決した地方議会は 662 に達し、35 都府県の医師会が制度の

撤廃、見直しを要求、各地の老人クラブも反対の声を挙げています。

保険料の決定や年金からの天引きなどに対する不服審査を請求した人は、全国で1万人以上上がっております。制度の廃止、見直しを求める署名は600万人分を超えています。導入されて1年にもならない、この制度に、これほどの大規模な批判と抗議の声が噴出するのは、極めて異例です。国民の怒りは、高齢者の医療を75歳という年齢で別立てにする制度の行動そのものに対するものです。

また、健診も別立てになっていることにもです。制度を一たん白紙に戻した上で、国民が安心できる医療制度をどうつくるかに、財源の問題も含めて、国民的な討論によって合意をつくっていくことが必要です。

医療費削減を目的にした、高齢者いじめの、この制度は、既に参議院で廃止法案が可決され、衆議院では継続審査となっています。高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要があります。高齢者に負担増を強制し、医療の質を下げる、この制度は廃止するべきです。

厚生労働省は、世論に押されて、資格証明はあくまで払えるのに払えない悪質な者に対して発行すると言っていますが、老人保健のときのように、資格証明書は発行しないとするべきです。

制度自体問題があるので、制度そのものに反対です。これが後期高齢者医療特別会計予算に対する反対理由です。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見のある方。西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 医療制度自体に反対をするのであれば、それでも結構なんです、これはあくまでも本議案で決まった、我が町の予算でございます。この予算を反対されたら、後期高齢者の方々に対する保険が賄われないようになってしまいますので、賛成をいたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第15号について採決を行います。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 着席ください。起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第16号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 16 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 16 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 13、議案第 17 号平成 21 年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 17 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 17 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 14、議案第 18 号平成 21 年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15、議案第19号平成21年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第20号

議長（成吉 暲奎君） 日程第16、議案第20号築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第20号築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、再編関連特別事業として、高齢者等に貸与する緊急通報措置新規分の設置をするための基金を設置するための条例の整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第20号築上町高齢者等福祉推進基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17・議案第21号

議長（成吉 暲奎君） 日程第17、議案第21号築上町学校施設耐震診断基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第21号築上町学校施設耐震診断基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、再編関連特別事業としての学校の耐震診断を実施するための基金設立に伴う条例に整備であり、原案のとおり決定すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第21号築上町学校施設耐震診断基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18・議案第22号

議長（成吉 暲奎君） 日程第18、議案第22号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第22号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19・議案第23号

議長（成吉 暲奎君） 日程第19、議案第23号築上町芸術文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第23号築上町芸術文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第23号築上町芸術文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20．議案第24号

日程第21．議案第25号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第20、議案第24号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第21、議案第25号の築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号と議案第25号は一括して委員長報告を行うこととなりました。

それでは、議案第24号と議案第25号の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第24号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

日程第20、議案第24号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第24号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21、議案第25号築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22・議案第26号

議長（成吉 暲奎君） 日程第22、議案第26号築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。（発言する者あり）

ちょっと失礼します。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第26号築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第26号築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、ほとんど利用がない中での制度は廃止の方向で検討を要すると思う。また、このような状況での利用料改定は必要ないとの反対意見があり、採決の結果、賛成3人、反対3人、可否同数となり、委員長採決の結果、本案は可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 今、総務委員長の報告にありましたように、今日、築上町内で死亡者が出たときの葬儀の状況を全般的に見たところ、葬祭場を利用している方が100%に近くなったという状況があります。この祭壇が椎田町も築城町もあったわけですが、同和地区の共同利用の祭壇を購入して、それを、こういう形で貸しつけをしていましたが、今日では年間に1回か、2回ぐらいしかない。そしてまた、そういった状況の中で財政難であるということは十分わかりますが、3万円から5,000円上げて、1回あるかないかの5,000円の利益を得たところで、これは何もプラスにならないのではなかろうかという判断をいたしました。

そして、町長と質疑の中で問うたところ、町長側からは、これは今築城にある分であって、椎

田の分については、利用団体のほうと協議した結果、もう既に随分前に廃止したということも伺っております。

そういった点を踏まえて、検討した結果、先ほど委員長が言われたように、この条例を変えるよりも、これを廃止するべきではなからうかという検討も含めて考えていただきたいという立場で、この条例で5,000円上げることについては、ちょっと今の時期、わざわざ上げなくてもいいんじゃないかという立場で判断いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成の意見のある方。平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 料金の値上げに関しては実態に合わせてということで、差額を埋めるということであり、また、廃止に関しては、委員会でも指摘しまして、地区の方々と話し合いしながら、廃止の方向でぜひ検討してもらいたいという意見をつけて賛成いたしましたので、そういう賛成意見といたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第26号について採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） お座りください。起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第23．議案第27号

議長（成吉 暲奎君） 日程第23、議案第27号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第27号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 27 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 27 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 24 . 議案第 34 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 24、議案第 34 号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第 34 号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 34 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 34 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 25 . 議案第 35 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 25、議案第 35 号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第35号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第35号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26．陳情第1号

議長（成吉 暲奎君） 日程第26、陳情第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 陳情第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める陳情について、本案について慎重に審査した結果、陳情者からの情報が不備であるため、原案については不採択すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） この陳情書の陳情者からの情報が不備であるためというふうになっておりますが、どのように情報が不備だったのでしょうか。資料等がわかりやすい資料等が添付されてなかったからでしょうか、お尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） こちらから何回か電話もいたしましたし、そういう中で転送電話になったり、連絡が取れませんでした。また、町の議会の事務局のほうにも説明にも来ておりませんし、文書だけでは中身が判断できなかったなので、不採択といたしました。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。これで質疑、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

議員（12番 吉元 成一君） 何に反対なん。委員長報告に対して反対ですか、それとも、原案に反対ですか。その場合は、委員長報告に対して反対……。原案って言ったらかしいやろ。委員長報告に対して（ ）。

議長（成吉 暲奎君） 失礼しました。

これより陳情第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採決することに決定いたしました。

日程第27、議案第36号

議長（成吉 暲奎君） ここで追加議案です。

お諮りします。

日程第27、議案第36号平成20年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてから日程第31の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第27の議案第36号平成20年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてから日程第31までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第27の議案第36号平成20年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第36号平成20年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり提出する。平成21年3月19日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川久三町長。

町長（新川 久三君） 議案第36号は、平成20年度築上町一般会計補正予算（第12号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出の予算総額105億1,198万6,000円に、85万8,000円を追加いたしまして、105億1,284万4,000円と定めるものでございます。

内容は、緊急雇用創出事業費ということで、これは全額県費で、県から補助金が参ります。

そして、これを臨時職員等々の雇用に充てるということで、賃金に74万4,000円、それから、社会保険料に11万4,000円ということで、85万8,000円でございます。

なお、この予算額は、もう年度末でございますし、年度が明けても使えるように繰越明許費としてお願いするものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 緊急雇用ということで県からお金があると、その雇用ということをするというか、それは当然ふやさないといけないと思うんですが、何人ぐらいの臨時職員の採用なのか、また、部署はどの部署に配置をするのか、期間はどれぐらいの期間をされるのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 商工課長。

商工課長（西村 好文君） 商工課の西村です。ただいまの武道議員の質問にお答えします。

人数ですけども、人数は今回、9月30日までの雇用ということで、5名を予定しております。5名で124日間で、単価は6,000円という形で74万4,000円という、そういった額になります。

それから、職種、担当課の関係ですけども、各担当課のほうから雇用状況というものを把握しまして、福祉課関係で申しますと、生活機能評価健診の受診受付、もう1件は高齢者見守り事業実態調査委員と、それから、生涯学習課の文化財発掘、出土品の整理図面作成という形で、さき一番最初に申しました生活機能評価健診受診受付業務が6月と9月と、それから、高齢者見守りの関係が9月の19日間と、それから、文化財の関係が7、8、9と3カ月間、それから、もう1件ありますけど、会計課の関係で文書の編算整理の関係が、これは日数が少ないですけども、5月に5日間の実施という形で、今回計画させてもらっています。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第36号について採決を行います。議案第36号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第28・議案第37号

議長（成吉 暲奎君） 日程第28、議案第37号築上町特別職のうち、町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第37号築上町特別職のうち、町長の給与の特例に関する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成21年3月19日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第37号は、築上町特別職のうち町長の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

御承知のように、空き缶の転売問題というようなことで、本来なら、搬入量が少ないという報告を、本来なら上司に報告すべきところをしてなかったというふうなことで、職員の管理、監督ができてなかったというふうなことで、町長の給与を2カ月、10分の1、2カ月を減額する条例案でございます。

条例案ということで、公職選挙法の第199条の2項に寄附行為ということで、条例提案しなければ、寄附行為に当たるというようなことで、条例提案をさせていただき、減額をするものでございます。

なお、つけ加えまして、副町長は減額返納1カ月というようなことで、一応、これは条例案要りませんので、一応返納させること、それから、あと、課長、それから、センター長については戒告ということで、報告がなかった。本来なら、職員についてもずっと以前からの問題でございますけれども、退職者等々でもう職員がずいぶん入れかわっております。そして、今の職員は昨

年かわったばかりということで、そういう形の中で一応戒告ということで留めて、今後注意を促すというようなことで、一応懲戒委員会の中で決定いたして、処分をいたしておるところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 減給という言い方のほうがいいかもしれませんが、私は、基本的には、これには賛成かなというふうに思ってたんですが、どうも理由に私はちょっと納得が行かないというか、あくまでも、この文書から行くと、理由から行くと、町長の責任はなく、職員だけで起きた問題といふふうにとられるような理由なんです。今回の問題は、築上町全体を大きく騒がせた問題であって、まずもって、町長が住民に対して謝罪をすべきだろうと思うんです。まず、その謝罪をないがしろにして、自分には責任がない、自分には責任がないという流れの中で逃げてばかりで、あげくに今回減給で、ああ、町長もみずからやっぱり住民の代表として、責任を持って、この問題解決に当たるためにやるのかなあというふうに私は思っていたんですが、理由を見ると職員が悪かったと、職員の監督不行き届きですから、自分は減俸するんだと。理由が、私、違うんじゃないかと思うんです。職員の問題じゃなくて、これはごみ行政に対して、町のトップである町長が、このような問題が起きて、住民に対して申しわけなかったということが、一番私は大きな理由ではないかというふうに思うんですが、その点について、町長の見解をお願いをしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 当然、事務、私が全部すべての事務を行えばいいわけでございますけれども、町長の事務を補助するというのが職員でございます。

そういう形では、最終的には私が全部責任があるということで、これは、当然住民の皆さんには、今後、このようなことがないようにするというところでおわびもし、それは広報等で謝罪はしていくつもりでございます。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 今、町長が言われたように、ちゃんと住民にまず謝ると、謝罪をすると、お騒がせをしたということをもっとやるべきだろうと思うんです。

この理由についても、そのような理由をつけて理由にしないと、議案の中で、こういうふうな理由で職員だけが悪かったんだみたいな理由で出してくるというのは、私はちょっと考え方の相違かもしれませんが、ちょっと違うんじゃないかというふうに思います。

今後、すべて責任転換をするというんじゃなくて、トップたる、その資質というか、トップという人間は、常に、やっぱりそういうふうな責任を持って行動していただきたい。言葉一つ一つ

がすべて責任転換に感じるというか、委員会するときでも、議会するときでも、すべて自分は責任がないんだと、業者が悪いんだ、職員が悪いんだというふうにとらえがちになりますので、そういうふうな理由を、しっかりと添付をして、そして、あくまでも自分の責任という部分を、これは減給ですから、職員の責任じゃないんです、町長の責任なんです。みずから、自分は減俸するということを出しているんですから、そういうふうな理由を、しっかりとやっぱり出していただきたいのと、先ほど、広報でちゃんと謝罪をするということを言われてましたので、住民にしっかりと謝罪をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 町長ありますか、何か。 ほかにありませんか。塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 今、武道議員も言われたのもうほとんど似たようなところなんですけど、どの課でどういう問題があって、それで、町長が知っておろうと、知ってなかりょうと、管理監督不行き届きということで、町長は十分謝罪できるはずなんです。こういったことを知らなかったけど、最終的な責任は、首長、私にあるんだということで、住民の皆さんにおわびすることは十分可能と思います。

今回については、私もまだ、この辺はもうはっきりしなくて、本当に頭の中、どっちが本当だろうということなんですけど、黙認してれば、部下は報告しないと思う、そういう考え方も私の中には今あります。町長、この際、はっきりさせる気があれば、ここでしたらどうですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 先ほどから申すように、すべての業務は、これは町長がやるべき仕事だということで、そして、その町長のかわりに補佐をして仕事をするのが職員だという位置づけでございます。だから、これはやっぱり職員と町長は一体的なものでなければならぬと思っております。

そういう形の中で、基本的には間違っていない行政をちゃんとやっていくというのが、これはまた、町長、職員の仕事でございますし、その点は、悪かったところは是正していくというふうなことで、答弁とさせていただきますと思います。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 提案理由の中で、今読みよったんですけど、町長、もう1回確認します。町長は、担当職場の職員に対する仕事に対する管理監督不行き届きの責任として減給を提案したと、この点に関しては認めたんですよということで提案したんですか。そうでしょう。それ以外何かあるんですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 缶の搬入量が少なかったというふうなことで、本来なら報告をしていた

だいておれば、それなりの対策は立てるんだけど、それが立たなかったというふうなことで、そういう形の中で、職員の管理監督不行き届きというようなことで、みずから給与を減額すると、こういう形で提案をさせていただいておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君）（ ）ですけど、この議案を提案するに当たって、町長は提案理由で、先ほど述べた以外のことは理由の中には入れないということですね。要求されても。

今回、今出しておる議案で、議員側から、先ほど武道議員が言われたような形で、こりゃ、管理不行き届きだけやないで、町民に対して、先に謝罪をする意味を含めて、減給するのかという問いに対しては、それを、そうじゃなく、それは謝罪はしますよと、しますけれども、提案理由の中には入れないということかと、その確認です。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 謝罪は、当然これはしなければ、やはり町政混乱させたということでございますし、住民にも不信感を与えたということになります。

そういう形の中では、当然入れてもよかったと思うんですけども、こういう、一応主なものはやっぱり報告がなかったという、減俸の理由はこれだというふうにとらえていただきたいと思えます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 町長の給料の減額の条例ですが、今までごみ行政を長年にわたってずるずると認めてきた町長の責任は、減給10%、2カ月程度のものではありません、昨年の12月議会では、業者の横流しを暗に認めた発言をされており、また、新聞社を週刊誌扱いしたり、責任を感じているふうには当時は見れなかった。私の案ですが、町長の給料そのものを計算し直して、被害額と同等の減額とするか、もしくは、町長の退職金の一部を辞退する等の認識が必要であり、少なくとも、最大の減給幅は10分の1、6カ月までできるわけであり、この程度の減給条例では納得できず、反対理由といたします。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 先ほど提案理由の中で述べた、この管理不行き届きについての町民に対する謝罪については、後日改めて広報等でやると、いろんな形で謝罪をしていくということも今確認できましたし、逆に言うと、じゃ、今減給しなければいけないのかと言いたいぐらいの逆の心境です。

ということは、あなたが否を認めたんですかと。減給することによれば、これはたとえ1円でも減給したら自分が否を認めたと捉えてもしょうがないことを、町長はおのずから2カ月の10%のカットを提案してきたということは、やっぱり十分この件に関しては皆さんに迷惑をかけたという反省の色が、そりゃ、見解の相違かもしれませんが、反対意見とは見解の相違かもしれませんが、見られると判断いたしますので、この議案については賛成の立場で討論いたします。議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第37号について採決を行います。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 着席ください。起立多数です。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第29・議案第38号

日程第30・議案第39号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。議案第38号と議案第39号は人事案件であります。投票により同意の賛否としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 日程第29、議案第38号築上町固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第38号築上町固定資産評価委員会委員の選任について、築上町固定資産評価委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号第423条第3項）の規定により、議会の同意を求めます。平成21年3月19日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） ここで皆さんにちょっとおわびをしなければなりませんけれども、初日の日に固定資産評価審査委員会の委員さんの議決をしていただきました。その中の小野俊明氏、農業委員をやっておるといふうなことで、重任がちょっとできないということで、議決自体は有効でございますけれども、本人の意思を確かめて、どちらを選びますかということで尋ねたところ、農業委員を選びますといふうなことで、そういうことで、今回、この議案を出させてい

ただいたところでございます。

あとの再任者は、築上町大字安武504番地、長竹博吉氏、生年月日が昭和21年11月20日ということで、略歴についてはお手元に届いておると思いますが、学校出てから東洋陶器のほうに勤めて、退職をして、今関連会社のほうに勤めておると、こういう方でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） ただいま説明がありましたように、築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

本案は人事案件であります。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思っております。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（成吉 暲奎君） いいですか。

議員（12番 吉元 成一君） 議長、議案を提案させちゃって、質疑も何もないかあるか問いもせずに投票ちゃどうということですか、ないならないで質疑の是非は聞くべきじゃないですか。

議長（成吉 暲奎君） ちょっと待ってください。

失礼しました。ただいま吉留課長の朗読で、新川町長の説明がありました。これにつきまして、質疑を行います。質疑がありませんか。平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 前回織田委員に関しましても、質問いたしました。この方の固定資産評価委員に対する認識を確認したいので、税務関連、また、土地に関する、そういう知識をどの程度お持ちかお尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一応、知識というか、これは通常の知識は私は持っているというふうにご考えておりますし、住宅関係等々の会社に勤めておりますし、例えば家屋の評価とか、そういうものは、私は長けておると、このように考えておりますし、そういうことで、これ、地方税法の中に選任要件がございますが、この選任要件には、私はかなっておると、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 反復となりますが、ただいま説明がありましたように、築上町固定資産評価審査委員会の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

この案は人事案件であります。会期規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決

定したいと思います。

ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に、12番、吉元成一議員、13番、岡田信英議員を指名します。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票箱の点検が終わりました。

念のために申し上げます。賛成の方は同意に丸を、反対の方は不同意に丸を記入してください。どちらか判明しないもの、あるいは、白票は非とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは記入してください。記入しましたら、1番から順次投票してください。

〔議員投票〕

.....

1 番 首藤萬壽美議員	2 番 塩田 文男議員
3 番 工藤 久司議員	4 番 塩田 昌生議員
5 番 田原 宗憲議員	6 番 丸山 年弘議員
7 番 西畑イツミ議員	8 番 西口 周治議員
9 番 有永 義正議員	10 番 田村 兼光議員
11 番 成吉 暲奎議員	12 番 吉元 成一議員
13 番 岡田 信英議員	14 番 武道 修司議員
15 番 平野 力範議員	17 番 繁永 隆治議員
18 番 田原 親議員	19 番 信田 博見議員
20 番 宮下 久雄議員	

.....

議長（成吉 暲奎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

立会人はお願いいたします。吉元議員。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 18 票、うち、有効投票 18 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 17、反対 1、したがって、議案第 38 号の築上町固定資産評価審査会委員会委員長竹博吉氏を選任することについては、同意することと決定いたしました。

日程第 30、議案第 39 号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員の朗読につき、提案説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 39 号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に、下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号第 4 条第 1 項）の規定により、議会の同意を求める。平成 21 年 3 月 19 日提出。築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 39 号は、築上町教育委員会委員の任命についてでございます。

教育委員の亀田悟氏が 3 年任期ということで、合併時から 3 年間の任期でございます。3 月 24 日をもって任期満了となります。同氏を再任をいたしたいということで、提案をさせていただいております。

なお、同氏は、住所が築上町大字上ノ野河内 1350 番地、生年月日が昭和 15 年 8 月 2 日生まれでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） ただいま説明がありましたように、築上町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

本案は人事案件であります。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思っております。

ただいまの出席議員は 19 名です。

次に、立会人の氏名を行います。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、投票立会人に 14 番、武道議員、15 番、平野議員を指名いたします。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） 念のため申し上げます。賛成の方は同意に丸を、反対の方は不同意に丸を記入してください。どちらかが判明しがたいもの、あるいは白票は非と見なします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、記入してください。記入しましたら、1番から順次投票してください。

〔議員投票〕

.....

1番 首藤萬壽美議員	2番 塩田 文男議員
3番 工藤 久司議員	4番 塩田 昌生議員
5番 田原 宗憲議員	6番 丸山 年弘議員
7番 西畑イツミ議員	8番 西口 周治議員
9番 有永 義正議員	10番 田村 兼光議員
11番 成吉 暲奎議員	12番 吉元 成一議員
13番 岡田 信英議員	14番 武道 修司議員
15番 平野 力範議員	17番 繁永 隆治議員
18番 田原 親議員	19番 信田 博見議員
20番 宮下 久雄議員	

.....

議長（成吉 暲奎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

では、開票をお願いします。

立会人の方はお願いいたします。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成17票、反対1票です。

したがって、議案第39号の築上町教育委員会委員亀田悟氏を任命することについては、同意することと決定いたしました。

.....

日程第31．常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（成吉 暲奎君） 日程第31、常任委員会の閉会中の所掌事務調査について議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

これで、平成21年度第1回築上町定例会を閉会いたします。

午前11時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員